

(昭和二十六年一月—十二月)

図書関係事業概要

本年度に於て報告すべき事業は、第一に東山御文庫本の調査、リファレンスであり、次いでは大正末年以来公刊の機を得なかつた書陵部蔵書総目録の新訂公刊の著手である。

東山御文庫本は、従来に於ても幾分の研究乃至報告がなされたが、御私有の秘庫であるため、研究の機会は極めて乏しい。書陵部は特にお許しを得て、従前より実施してゐた毎年秋の曝涼期調査を拡充し、更にその若干を拝借し、複本作成、展示会によるリファレンスを実施した。即ち後述するコロタイプ、マイクロフィルム、展示会がそれである。

書陵部蔵書目録は、大正十五年五月「増加帝室和漢図書目録」以来公刊の機を得なかつた。その間麹町三年町の旧書庫より、皇居内日本丸の現書庫に移り、収納函架も全面的に変更され、更に最近新たに国立国会図書館支部宮内庁図書館が、書陵部に併置されたため、活字本の蒐集と旧蔵活字本のリファレンスを之に寄托する等の制度上の変更もあつた。

即ち現在に至る二十数年の増加図書を含め、約五万部三十万点の図書資料について—明治以後の洋装活字本は宮内庁図書館の収書目録に収め一々現本照合再調査して、伝来系統と書写年代を新たに採録した。之をB5版二段組約二千四・五百頁(索引共)三分冊に収載し、公刊は二十七年より一分冊あて三ヶ年を予定してゐる。なほ第一分冊は総記・神祇・宗教・哲学・教育・文学・語学・美術・諸芸の諸項を所収する。次に本年度中の主な事業を事項別に掲げると、

一 收書 一月より十二月の間、二八三部五六三点を蒐集した。その内二三を示せば(以下いづれも未整理本、リファレンスは整理完了後)

黒川家本和文之部(黒川真頼旧蔵)三九一冊(昭和二六・三—七購入)
黒川家蔵書の内、和文の部即ち日記・紀行・文集・記事等を集成した。主として江戸中、末期の書、刊本等であるが、その殆どが、黒川真頼の校合、注の書入本。間々岳父春村よりの伝襲と思はれる岸山由豆流、山岡俊明、伴直方、清水浜臣等の筆写本が交る。

伊勢物語(蜂須賀家旧蔵)一帖(昭和二六・九購入)
巻頭尾に「阿波国文庫」の長方朱印、一六・八×一五・六種の胡蝶装、紺鳥の子表紙、同中央に金箔龍紋の鳥の子小短冊に「伊勢物語」。本文用紙鳥の子紙、一面十一行書、江戸初期の写。

奥書は所謂塗籠本のそれで、段章は一三三段、「ゆふつくよあかつきかたのあさかけにわか身はなりぬこひのしげきに」の歌に了る。即ち大島本・神宮文庫本・当部谷森本(文学篇一—八頁参照)と一類の系統。しかもこの系統の内最も脱落の少い谷森本と、字數行數を同じくし、その親近關係を表してゐる。

七通歌合(蜂須賀家旧蔵)一帖(昭和二六・九購入)
前書と同じく「阿波国文庫」印。一五・三×一七・六種の胡蝶装、表紙は縹色雷門繋ぎ模様。鳥の子紙、同左上に金草花描鳥の子題箋に「七通歌合」。本文用紙鳥の子紙、江戸初期の寫、無奥書。

本書は三部よりなる。首めは「在原民部卿家歌合 行平云々、一條大納言家歌合 天延三年三月十日 同一條 法住寺とて兼通御
身法住寺大臣 大納言家歌合 堀江(河)中納言家歌合 天延三年二月 十四日 をのゝ宮右衛門のかみのうたあはせ 同家歌合
なそのうた 源大納言家歌合 長曆二年九月 一日之内
あはせ 師房 同大納言家歌合 合之十番」
(端作による)の八歌合を収め、その末に「俊忠卿之御筆 但定家卿之祖父也」

忠家卿之御筆但俊成卿之祖父也とある。即ち二十卷本類聚歌合目錄一古

今歌合卷第十三納言家の頭注の如く順序が正された類聚の、後半を

佚したものである。次に白紙教葉を隔て、(元永二年七月)「内大

臣殿歌合」これにも「忠家卿之御筆」但俊成卿之祖父定家卿之曾祖

父也」とある。前と同じく「類聚歌合卷第十二大臣家下」の一部であ

る。更にこの後白紙五葉を置いて、建治元年九月十三夜の攝政家歌

合を記してゐる。

以上の内、前二部は所謂二条切・柏木切を親本としたことを明示し、

現在諸家に分蔵される該歌合の二十卷本歌合切の筆者と一致し、こ

の散佚過程の転写本である事が判明する。

小杉本古寺關係文書(小杉家旧蔵)二十冊(昭和二六・九購入)

小杉榎邸旧蔵の東大寺・法隆寺等古寺關係古文書・文献等八部二十

冊。明治年間の書写、巻首又は巻末に「杉園蔵」「文学博士」「榎

邸」「小杉園」等の朱印。その内容は、

正倉院成卷文書 四十五卷 五冊

天保七年正倉院開封の際、穂井田忠友の整理にかゝる。その転写た

る彰考館本より栗田寛氏の転写を経た明治七年榎邸自筆騰写本。

続修東大寺正倉文書 五十卷 二冊

明治八、九年浅草文庫に於て、前記成卷文書以外を整理の際、任に

當つた榎邸の臨写にかゝる。大日本古文書に小杉本として収載。

其他、古今一陽集法隆寺問寺學 東(西)之部二冊、東大寺要録第二卷一

冊(醍醐三寶院本模写)、東大寺繞要録一冊、金石文考証(伴信友)一

冊、招提千歳伝記五冊、東寺古文零聚(東寺百合文書)二冊等。

少外記清原重憲記(伏見宮本)五卷(昭和二六・七購入)

平戸記(伏見宮本)九卷(昭和二六・七購入)

葉黃記(伏見宮本)十五卷(昭和二六・一〇購入)

本朝世紀(伏見宮本)二十二卷(昭和二六・一二購入)

以上いづれも図書寮典籍解題歴史篇(記録)参照

二 出版

藁明抄 コロタイプ 一軸(附一冊) 解説・釈文 一〇〇部 便利堂

(内容) 本書は東山御文庫本、天文十五年七月―十一月の後奈良天

皇宸筆正記である。この外現在知られる宸筆正記は天文四年四季図

書寮本天聰集(コロタイプ既出)のみ。(昭和二六・三発行)

図書寮典籍解題続歴史篇 活版 一冊 五〇〇部(市販) 養徳社

(内容) 一、法制 二、朝儀 三、官職補任 四、部類記 五、陵

墓 六、雑 (昭和二六・三発行 六〇〇円)

なほ本書の公刊により、文学篇正統二冊、歴史篇正統二冊が完了

し、漢籍篇を除き、一応典籍解題シリーズを完結した。

桂宮本叢書第一卷 活版 一冊 一四〇部(市販) 養徳社

(内容) 三代集時代の十四歌人の未刊十七集を収めた。即ち小野篁

集、深養父集、三条右大臣集、藤六集、九条右丞相集、山田集、惟

成辨集、道信朝臣集(三部)、時明集、実方中將集(二部)、長能集、

藤原惟規集、大式高遠集、道命阿闍梨集。(昭和二六・三発行 四五〇円)

三 マイクロフィルム 前述した東山御文庫本のリファレンスを直接

目的として作成したが、今後は御文庫本に限る事なく逐次作成する予定

である。なほ次の外、絵巻物のカラーフィルム六本を試作した。

尊卑分脈(東山御文庫本) 江戸写 三四折(藤原氏) 一、二、五、三

光明天皇宸記(東山御文庫本) 宸筆 二卷 五一

七毫源氏物語(東山御文庫本) 室町写 四四帖 二、二、一八

各筆源氏物語(東山御文庫本) 鎌倉写 五四帖 二、八、八二

類聚名義抄(清水谷本) 鎌倉写 一冊 三四六

四 展示会 本年度より春秋二期開催を定例とすることとした。その

第一回として、昭和二十六年九月、東山御文庫本を中心とする特別展示

会を催し、併せて、部類記、マイクロフィルムに関する資料の展覧を行つた。展示書目の内主なるものをあげると、

源氏物語（各筆源氏）五十四帖 東山御文庫本

鎌倉末から南北朝初期にかけての各筆寄合書（了伴の筆者名極札を添附）。夢の浮橋巻末に

本奥云「亡父與和語舊說真偽舛難、而披廿一部之本殆散千萬端之蒙、其」中二条都督 伊房卿 冷泉黃門 一 朝隆卿 五条三品 俊成卿 京極

黃門 定家卿 以彼自筆等所擬證本也、又「堀河左府 俊房公被書外題

紙以淺黃 唐折小葉子 書之、權中納言「局被申下之 但往代之風雖難是非、以義理之相叶切句點、或為和一字之讀、付疑字、是則被催」多

年之宿執、所遂數度之校」合也、爰比校之本清書以前「九帖遭回祿令燒失、六帖為權」威被借失、其後重校加畢、抑一部之内始卷者綾小

路」三品 行能卿 終卷者清範朝臣 女所書寫也、嘉禎二年 申二月」

三日始校書、建長七年七月七日」果其篇、于時鴈字終點之朝」也、更譜紫式部之往情、牛女結」交之夜也、遙思驪山宮之昔契、「染翰操

儀慨然而記」 朝議大夫源親行

正和第三之曆大興上弦之候、以亡父之證本不違一字」終書寫之功畢、就中於夢浮」橋者依為終卷、自染短筆、加」之凌七旬之老眼、

遂一部之」校合畢、而愚息知行依為」器用讓與之、頗足後昆之」證鑑矣、」 桑門聖覺 在判

元徳第二曆林鐘上絃之候」人定於燈本書寫了、此本者」河内兵衛大夫入道聖覺自筆」本也、尤為證本歟

源氏物語（七毫源氏）四十四册 東山御文庫本

室町初期の書写。大内教弘の手沢本。本文は河内本系統で、本文、卷末等に注文あり、桐壺、花宴、朝顔、初音、常夏、藤袴、若菜上、柏木、鈴虫、匂宮の十卷を欠く。

源氏物語（親長本）五十四帖 高松宮本

河内本系。長享二年一条冬良が当時の親王廷臣に委嘱書写したものの、每卷冬良の奥書がある。桐壺、夢浮橋の奥書をかゝげると

（桐壺） 寛正二年十一月三日申出」禁裏御本清水谷大納言實秋卿自筆、注書畔雲并故飛鳥井中納言入道宋雅自筆等相交、奥書和歌等同畔雲自筆也自今日」西一點馳筆、翌四日未刻終功訖」

正三位行權中納言兼陸奥出羽按察使 藤原親長 都 護判

朱點并注書等同五日六日寫之了 一条大閤 持參此本一字無相違」

同十一月七日禁裏御講尺也 兼良公 借請按察中納言 親長本書寫之校合了 寛正三年四月十三日 左近中

將藤原實淳」 申出禁裏御本、件本予先年書寫之本、徳大寺大納言實淳卿 于時 以予本被書

寫之了、禁裏御本并予本 書寫與 等令燒失畢、件徳大寺本被召置禁裏了 文明

十一年九月十日染筆同」十六日終功訖」 正二位行陸奥出羽按察使 藤原親長 五十六歲」

此卷依修理大夫俊通所望」大相國政家公被染免毫畢」依加朱點校合者也」 長享二年九月上澣 關白内大臣（花押）

（夢の浮橋） 此卷橋本宰相中將公夏卿 書寫之、」加校合朱點畢、抑故神閣感動」俊通之庶幾、而依令許此道重」事、執心之餘蒙諸彦之

筆助令」全備」 可為證本、仍每册加毫」端者也 長享二年季秋上澣 關白内大臣 御判」

此一册留正本加新寫以為全篇、依織田近江守寛定之」懇望與奪之、就中全部外題」為親王真筆之間、此卷銘為」此人更申出而賦之、且

又令管蠶師說、尤可秘之々々 明應三年林鐘三日從四位下 藤原朝臣（當小路俊通）（花押）

源氏物語（證本源氏）五十三帖 三條西本

三条西実隆、公条、公順僧正父子の書写、桐壺と夢浮橋各卷末の奥書に

大永五年六月二十七日書寫之

享祿三年六月二十七日讀合入落字等了古本闕故雅康卿筆也卅三枚

享祿四年正月二十二日終書寫之功」者也」 槐陰逍遙叟堯空

讀合直付了

五 類聚名義抄補遺 類聚名義抄の原本は、頁をめくるのすら困難な

程虫損してゐた。書陵部に於ては出来るだけ原形を保持させるため、先づ危険を犯してコロタイプ写真を撮り、原本は手を触れる事なく直ちに修補に回したのである。その結果コロタイプ当時現し得なかつた主として糊代部の原字が出現し、内コロタイプ一二七頁までは修補進行途上に於て紀要第一号に報告した。以下その後判明した原字を次に掲げる。

(「」内は分明した字)

一二九頁一行 長熟乃〔斑〕

一二四頁七行 界〔駿〕〔猪〕〔衛〕

三三七頁一行 慈哀 〔禾〕〔行田〕

一二四〇頁七行 東〔質〕後
夕〔ムム〕後

二八一頁一行 波〔利〕

二九三頁一行 西京賦〔師目〕
阿加之

三二〇頁七行 絡〔纏〕〔靜〕

三三五頁一行 オ小爪〔列〕

三三九頁一行 川〔圭〕

なほ紀要第一号に既収した名義抄出典索引の内明らかにかに誤りと判明したものを次に訂正する。もとよりこの外の誤りも多いものと思はれるし、又出典の内例へば「蔣魴切韻(魴)」の一〇五頁二行を脱し「釋氏」「武文」等を完全に脱す等脱落も又あると思はれるが、この補訂は今は宥恕されたい。

(1) 三五頁下「祭邕一三五5(月令)」を「祭邕獨斷一三五5」とする。と共に、三三頁上「月令」の項「三三2(祭邕月令)」の括弧内を省く。

(2) 三五頁下「三義八七一」を削る。

(3) 四一頁下「千字文」の内に入つてゐる「千」は「千(千祿字書)」の誤読組あやまりにつき当然「カ」の項「肝心記」の前に入れるべきである。

(4) 四七頁上「麻杲」の内「麻韻一〇五3」は除き、同頁「魴」の項の尾に「蔣魴切韻麻韻一〇五3」と入れる。又四一頁「切韻」の尾の注の内「麻韻」をとる。

(5) なほ三五頁上「後開衡抄」四二頁上下の「屬荊抄」「屬司抄」「屬禿(禿)抄、屬豫抄」、四七頁上「萬(屬)魚(冀)抄」は、湛然の「止観輔行傳弘決」により原本の「抄」は「州」の誤写と考へられるので、すべて書名ではなく省くべきである。

以上に関し種々御忠告を賜つた史料編纂所太田晶二郎氏始め諸賢に対し、あつく御礼申上げる。